

改正災対法施行令等施行後の運用

2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができますようになります。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたましたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する**指定行政機関等の車両**については、**災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認**を受け、**標章と緊急通行車両確認証明書**の交付を受けることができますようになります。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。

※指定行政機関等とは、災対法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者とされている団体等を指しています。
※公安委員会とは、都道府県公安委員会を指しています。

災害発生前に確認を受けるには？

当該車両の**使用の本拠の位置を管轄する**公安委員会（警察本部、警察署）や知事（防災担当部局等）の窓口を通じて申出を行ってください。

- ※ 宮城県警察では、原則として警察署交通課が窓口となります。
- ※ 原則として、同一の車両に対して複数の標章は交付しません。



必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

- **緊急通行車両確認申出書**（災対法施行規則別記様式第3）
- 添付書類
 - ① **自動車検査証**又は軽自動車届出済証の写し
 - ② **災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類**（例 防災業務計画(抜粋可)、契約書の写し、証明書類等）
 - ③ **指定行政機関等の車両であることを確かめるに足る書類**（例 車両リスト、証明書類等）
- なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。

別記様式第3（第6条関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者		住 所 氏 名
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用場所	住 所 () 局 番	
氏名又は名称		
緊急連絡先	住 所 () 局 番	
氏 名		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

緊急通行車両確認申出書の「申出者」は誰になるの？

申出者になれるのは、**指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者**とするほか、**契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者**となります。

添付書類は内容を兼ねるものは、一本化してもいいの？

- 例えば、自動車検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合は、車検証の写しの添付をもって、上記③の書類が添付されているものとします。
- その他、下記のような内容の書類であれば、上記②、③の内容を兼ねた書類として取り扱います。
- いずれにしても**公安委員会等による個別の判断が必要**となりますので、申出の際、公安委員会等（警察署交通課等）にご相談ください。

【②と③を兼ねた証明書類の例】

〇〇県公安委員会 殿

令和〇年〇月〇日

株式会社△△△△（指定公共機関）は下記車両の使用者に対し、当社が行うこととなっている災害応急対策である「被災地における食料品や生活必需品供給」のため、下記車両をこれら物品を緊急輸送する車両として使用することについて、物流業務委託基本契約によって業務委託していることを証明します。

東京都●●区●●1番10号
株式会社△△△△
代表取締役 ●●●

記

NO	番号標に表示されている番号	車両の使用者		
		住所	氏名又は名称	契約の期間
1	品川8000あ1234	東京都●●区▲▲■-■-■	×××有限公司	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
2				
3				

「緊急通行車両等事前届出済証」を持っているがどうなるの？

すでに発出している**緊急通行車両等事前届出済証は2023年9月1日以降も有効**で、同届出済証をお持ちの方は、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができます。

また、新制度である災害発生前の確認を受けられる場合は、申出書の添付書類を**緊急通行車両等事前届出済証の提示で足りる**とする場合があります。

なお、2023年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出書は受付しません。

別記様式第1号

緊急通行車両等事前届出書

公安委員会 殿

届出者(住所)(氏名)

住所

氏名

出 発 地

緊急通行車両等事前届出済証

公安委員会 殿

届出者(住所)(氏名)

住所

氏名

出 発 地

(注) 1. 本規程は、災害発生時に又は本規程を制定して以来、被災し、道路の通行が困難な状況にある道路において、緊急輸送の目的で、緊急通行車両等として通行を認めることとする。

(注) 2. 本規程は、災害発生時に又は本規程を制定して以来、被災し、道路の通行が困難な状況にある道路において、緊急輸送の目的で、緊急通行車両等として通行を認めることとする。

(注) 3. 本規程は、災害発生時に又は本規程を制定して以来、被災し、道路の通行が困難な状況にある道路において、緊急輸送の目的で、緊急通行車両等として通行を認めることとする。

災害発生前の確認申出はオンラインできるの？

当面は窓口のみの取扱いとなります。

現在、警察庁ホームページに設置されている警察行政手続サイトを通じてオンライン申請が行えるよう準備を進めています。

他の法律に基づく緊急通行（輸送）車両も同じ？

大震法、原災法、国民保護法に基づく**緊急通行(輸送)車両**も、災対法に基づくものと同様に、緊急交通路を指定する原因となる**事象の発生前に、確認の申出を行い、標章等の交付を受けることができる**ようになります。

標章等の有効期限は？

標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日から**5年後の日**となります。

指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が5年より短い場合は、契約等の終了日までとなります。

規制除外車両はどうなるの？

緊急通行車両の対象とならない車両で大規模災害時に優先すべきものとして公安委員会が緊急交通路の通行を認めている「**規制除外車両**」については、その**運用に変更はありません**。ただし、規制除外車両確認申出書、規制除外車両事前届出書等の様式が一部変更となりますのでご注意ください。

具体的な手続のご相談等は、宮城県警察本部又は警察署までお問い合わせください。

